

「平成 28 年度臨時福祉給付金」及び

「障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

平成 28 年度住民税非課税の方、障害・遺族基礎年金受給者向けに年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

対象と思われる世帯には、個別通知と共に申請書を送付いたしますので、下記の支給要件をご確認の上、忘れずに受付期間内にご提出下さい。

【平成 28 年度臨時福祉給付金 支給要件】

①給付対象者・・・基準日（平成 28 年 1 月 1 日）において御浜町に住民票があり

平成 28 年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。

※ただし、次の方は対象外となります。

・市町村民税が課税されている方に扶養されている方

・基準日において、生活保護の被扶養者の方

②給付額・・・給付対象者 1 人につき 3,000 円。

※個別通知・申請書につきましては、9 月下旬～10 月上旬頃を目処に、対象と思われる世帯に送付します。

③申請に必要な物・①支給対象者の身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）

②振込先が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）

※平成 27 年度臨時福祉給付金を受給した方、又は、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した方は振込先を省略することができます



【低所得の遺族・障害基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 支給要件】

①給付対象者・・・平成 28 年度臨時福祉給付金対象者で、平成 28 年 4 月分又は 5 月分の障害・遺族基礎年金を受給している方。

※ただし、次の方は対象外となります。

・低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した方。

・市町村民税が課税されている方に扶養されている方。

・基準日において、生活保護の被扶養者の方。

②給付額・・・給付対象者 1 人につき 30,000 円

※臨時福祉給付金（3,000 円）に加算されます。

③申請に必要な物・平成 28 年 6 月発行の年金振込通知書（ハガキ）又は年金支払通知書（A4 文書）、平成 28 年 5 月 19 日以降の日付（決定日）の年金証書



障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象となる年金

1	国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金
2	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものは障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものは障害等級が1級又は2級の年金に限る。）
3	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）
4	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

○申請期限・時間・受付場所

平成28年10月 5日（水）～平成29年 2月28日（火）まで ※土・日・祝日は休み

・役場本庁

月～金 8:30～17:15

・尾呂志支所・町民サービスセンター・神志山連絡所

月・水・金 8:30～17:15

「臨時福祉給付金」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」詐欺にご注意ください。

「臨時福祉給付金」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」に関して市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

↑問い合わせ先↑

申請方法に関するお問い合わせ

御浜町役場健康福祉課福祉係

☎3-0515

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 HP

TEL 0570-037-192

HP <http://www.2kyufu.jp/>